

「協働事業推進のためのガイドライン」（改訂案）に関する意見募集の結果について

平成23年 3月 7日
新居浜市市民部市民活動推進課

- 1 意見募集期間 平成23年2月10日（木）から3月2日（水）
- 2 意見提出人数 1人（団体1）
- 3 意見提出件数 2件
- 4 意見の概要と意見に対する考え方

番号	提出された意見の概要	意見に対する考え方
1	団体間及び企業・行政とのネットワークづくりを支援する中間支援施設として開設している「まちづくり協働オフィス」は、市民団体や行政などと活動協力・連携するうえで大変大切な拠点であり、様々な事業をこれからも進めてほしい。	ガイドラインの「具体的な取組み」の中で、「市民活動団体の自立促進・協働オフィス事業との連携」を掲げております。 市民の皆さんが市民活動団体の活動に興味を持ち、連携していけるよう、まちづくり協働オフィス受託団体と協力し、事業におきまして情報の収集や提供、交流やネットワークづくりに取り組みます。 (ガイドラインで対応できており、修正・加筆は行いません。)
2	市も市民活動団体などの情報の収集や提供を積極的に行い、より活発な交流やネットワークを作っていくしてほしい。	ガイドラインの「協働の基本原則」の中で「共有の原則」として市民と行政が目的や情報を共有して公共的課題に取り組むことの重要性を掲げております。また、「具体的な取組み」の「行政職員の意識改革」を掲げており、その中で市民活動団体の情報の収集や提供に努め、行政にはできなかったきめ細かな新しいサービス、課題解決に向けた有効な取り組みができるようガイドラインの内容につきまして、意識啓発を図っていきます。 (ガイドラインで対応できており、修正・加筆は行いません。)